

## 第 2 回 規制・制度改革に関する分科会 議事概要

- 1 . 日時：平成 22 年 4 月 30 日（金）14:30～16:28
- 2 . 場所：永田町合同庁舎第 1 共用会議室
- 3 . 出席者：  
（委員）相澤光江、安念潤司、大上二三雄、大畑理恵、翁百合、櫻谷隆夫、木村修、草刈隆郎、  
黒岩祐治、速水亨、佛田利弘、山崎福寿 各委員  
土屋了介 吉田誠 各WG主査  
（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官  
（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官、越智室参事、筒井企画官、野村企画官、小島  
企画調整官
- 4 . 議題：各WGからの報告及び対処方針の決定等
- 5 . 議事概要：

松山事務局長 それでは、ただいまから第 2 回「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

皆様方には、御多用のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは開会に当たりまして、大塚会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

大塚副大臣 皆さん、お疲れ様でございます。今日もまたお集まりをいただきまして、ありがとうございます。分科会としては、今日が 2 回目でございますが、3 月 29 日の発足以来、ワーキングやサブグループの会合は、本日を含めて、これで 20 回目になります。本当に短期間の間に精力的に御協力をいただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

今日は、まだ中間段階でございますが、また、皆様方からしっかりと御意見を拝聴し、規制・制度が少しでもよい方向に改革されるべく審議を進めさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、報道退室を願います。

（報道関係者退室）

松山事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。先月 29 日の第 1 回分科会の後、3 つのワーキンググループにおきまして審議を重ねていただいていたわけですが、昨日 29 日に集中審議が行われまして、ワーキンググループとしての対処方針をとりまとめていただいております。

本日は、各ワーキンググループでの検討結果につきまして、ワーキンググループ主査であります田村政務官よりご報告をいただき、分科会として対処方針をとりまとめていただきたいと思います。と存じます。

報告の前にお配りをいたしております対処方針シートについて説明させていただきますと、この中の当該規制改革実行に関する基本的考え方、この部分はワーキンググループ、分科会としての意

見を記載している部分でございます。そして、対処方針の部分、これが今回具体的な施策として、関係各省庁との合意を目指そうという部分でございます。

それでは、まず初めにグリーンイノベーションワーキンググループについて、田村政務官よりお願いいたします。

また、住宅・土地につきましても、サブグループとして御審議をいただいておりますけれども、これも併せてお願いいたします。

田村政務官 では、グリーンイノベーションワーキンググループの今までの概要を簡単に御説明いたします。

まず、資料1-1をごらんください。検討の視点ですけれども、読み上げます。グリーンイノベーション分野の規制・制度改革の検討に当たり、当ワーキンググループでは地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の発展及び新規市場の創造を促進する観点から、以下の検討の視点を持って個別の規制・制度の在り方を検証・検討する。

- 1つ目は、再生可能エネルギーの導入促進。
- 2つ目は、スマート・コミュニティの構築に向けた対応。
- 3つ目は、森林・林業の再生。
- 4つ目は、住宅・建築分野での省エネルギー促進。
- 5つ目は、リサイクルの促進。

以上が、検討の視点でございます。

そして、1-2は、過去計4回の審議で、16項目の対処方針をまとめました。その目次一覧表であります。

そのほか、一覧表の下の方に、7項目が中期的検討項目ということで項目だけ掲げるといったものがございます。

16項目のうち第3回、第4回のワーキンググループで5項目を集中的に議論をいたしました。集中的に議論いたしました5項目と申しますのが、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 自然公園や温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等。そしてスマートメーターの普及促進に向けた、屋外通信規制の緩和。そしてスマートメーターの普及促進に向けた制度環境整備。そして国産国際木材の利用促進 - 大規模木造建築物に関する構造規制の緩和。レアメタル等のリサイクル促進に向けた規制の見直し。広域回収に関する廃棄物処理法の緩和。

以上の5項目でございます。

以下、簡単にそのうちの3項目について審議の概要を御紹介したいと思います。

資料1-3、対処方針シートですけれども、13ページの ですが、このテーマでは自然公園や温泉地域における風力・地熱発電の参入障壁となっている設置許可規制について議論がなされました。

基本的に、このシートは、ごらんいただきますとおり、13ページの規制の概要、その次の14ページには、規制を緩和してほしいという積極派の意見、その下には要望具体例、15ページの途中から、担当の省庁からの回答が書いてあります。そして16ページ、17ページと続きまして、17ペー

ジの一番下に、当該規制改革事項に関する基本的考え方というのがありますが、それは事務局案にいろいろ御議論いただいた意見も加えたものであります。

主な意見はいろいろありましたけれども、例えば標準審査期間を遵守させるべきだという意見。あるいは合理的判断に基づいて、地熱の掘削を認めた上で、万が一温泉が枯渇したら、掘削した者が応分の負担をすればよいのではないかという意見もありました。

そして、風力発電の設置については、騒音等の被害の影響があるとの意見もあることから、慎重な対応が必要であるという御意見などもいただきました。

そういった意見を踏まえまして、判断基準を明確化、科学的根拠に基づく審議等を求める対処方針がまとまりまして、それが19ページの下半分と、20ページに記載をしているものでございます。

続きまして、 番の39ページ以降をごらんください。

国産木材の利用促進でありますけれども、これは公共建築物等の大規模建築物にかかる規制が現在、延べ面積3,000㎡超、3階建て以上は耐火構造という規制になっておりますが、そうすると、木造建築は極めて難しいということになるわけで、規制の概要も39ページに出ております。主な意見としては、国産木材の利用促進というのは、今、現政権で新成長戦略の詳細を詰めておりますが、担当の省庁も積極的に取り組んでいるところであるという、事実としてのお話がありました。あるいは大規模木造建築物の規制改革というのは、自治体も高コストであれば、学校が建てられないので競争力と安全性の両面でとらえる必要があるという意見もありました。さらに材料規定から性能規定にすべきであるという意見もございました。

この材料規定から性能規定にすべきというのは、やはり技術の進歩などがありますので材料を特定のものに指定するのではなく、基本的には性能規定にすべきであると、また、本件に限らず色々な規制に関しては、かなり共通する部分があるのではないかという意見がございました。あるいは時代の変化などを踏まえて、耐火の概念を再度検討すべきであるといったような意見も出ました。

そういった御意見を踏まえて、43ページに対処方針を書いてありますけれども、耐火構造に該当する延べ面積基準や高さ基準については、技術の向上をかんがみなければいけないということで、43ページに記載しております。

続きまして、51ページの 番をごらんください。レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直しであります。このテーマにおきましては、レアメタル等の安定供給確保のためには、いわゆる都市鉱山のリサイクルに取り組むことが重要だと。そういった観点から、事業許可の規定について議論がなされました。

主な意見としましては、対処方針というのは、最後の55ページに記載をしてありますけれども、対処方針のように、広域認定制度における認定事業者は、回収対象がすべて他社製品であっても取扱い可能とするべきだという意見で、委員の中では一致していたところであります。

簡単ですが、グリーンワーキンググループについての御紹介は、以上でございまして、続きまして、次の資料1-4をごらんください。

クリーンイノベーションワーキンググループのサブグループということで、住宅・土地サブグループというグループで、以下、5つの項目を検討いたしました。委員の皆様呼びかけをさせてい

ただきまして、有村委員、安念委員、大上委員、八田委員、山崎委員、早稲田委員に御参加をいただきまして、山崎委員にとりまとめをお願いして、対処方針を作成しております。

それが、以下、対処方針シートに書いてあるものですが、この審議におきましては、防災性の向上ですとか、あるいは環境負荷の低減といった観点から、老朽建築物の建替え・改修を円滑に行えるようにすることの重要性が指摘されておまして、区分所有法につきましては、対処方針シートの4ページに対処方針を記載しておりますけれども、決議要件の見直しや、補償基準の確立について検討すべきであるということを掲げております。

そして、5ページ以降の借地借家法につきましては、8ページに対処方針を記載しておりますけれども、借家人の方から円滑な明け渡しを受けるための方策を検討すべきだということを記載しております。

更に、老朽建築物の建替えのみならず、都市空間の高度利用ですとか、郊外の緑地保全を図るための方策として、12ページの容積率の緩和ですけれども、対処方針に書いてありますように、容積率の緩和について検討し、結論を得るべきだということを記載をしております。

それに加えまして、13ページ以降の既存の不適格建築物の活用ですとか、15ページの建築確認・審査手続の簡素化について検討し、結論を得るべきだという対処方針をそれぞれ示しているところであります。

大変簡単ですが、グリーンイノベーションワーキンググループの御報告は以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、共同主査としてとりまとめに当たっていただきまして、山崎主査からも補足をさせていただければと思います。

山崎委員 今、田村政務官がコンパクトに要領よくまとめていただいたので、特別付け加えることはありませんが、1点だけ申し上げますと、住宅・土地の方はグリーンイノベーションの中に入っているのは非常に重要な意味がございまして、今、区分所有法の改正とか、借地借家法の改正、そして容積率の緩和ということを通じて、都市の空間をもう少し高密度に使って、そして、言ってみれば、スプロール化の抑制、郊外の緑を残すとか、自然を残したり、それから全体に送電のロスを減らすことなども可能となり、こういう容積率の緩和が、日本の経済の成長と、それから都市空間の有効利用と、かつCO2を少なく、環境にやさしいまちづくりをつくるために非常に重要な意味があるということで、ここのグリーンの中に入っているということだけ申し添えたいと思います。

どうもありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、ここからおおむね10分程度を予定しておりますけれども、御意見等ございましたら、お願いいたします。

大塚会長、どうぞ。

大塚副大臣 私は別に意見ということではないんですが、是非、ワーキングではなかった、他のワーキングの方とか、この分科会だけに御参加いただいている皆さんから、素朴な質問とかをせっかくの機会ですからしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

相澤委員、どうぞ。

相澤委員 住宅関係のところは余り議論がなされなかったと思うので、多少意見ということで申

上げますが、前にも少し申し上げたんですが、借地借家法の改正について割合社会的な影響が大きい問題であると思ひまして、ここにはは借家人保護ということを出しているわけなんですけれども、これは借家法の改正だけではなくて、いわゆる補償とか、住替えについての手当というのを別途行うこととセットという考え方として理解してよろしいのかということをお聞きしたいと思ひます。

というのは、現在でも、老朽化を理由とする明け渡しに関しては、老朽化だけでは認められないにしても、財産的な補償によって補填されて、正当事由と認められるケースというか、あるいは実際に明け渡しが行なわれているケースもあると理解しておりますので、それとのバランスということから考えて、必要に応じた財産的な補償も含めた借家人保護の手当がなされるべきではないか。

松山事務局長 山崎主査、どうぞ。

山崎委員 全くおっしゃるとおりで、ただ、現在の正当事由制度の中身が裁判官ごとに異なっていたり、標準的な借家権についての評価というのが、客観的な基準がないものですから、その点があるような問題を起こしてありまして、例えば老朽化したマンションの建替え決議が通っても、借家人がいるために、借家権を盾に反対するというようなことが起こって、建替え事業が進捗せず建物の老朽化だけが進行する、そういうことが起こるわけです。

その点で一番心配なのは、今ある区分所有建物、マンションというものがスラム化したりするのではないかということです。

そういう意味で、人々の重要なストックを劣化させないためにも、こういう建替え等についての配慮が必要であるということでございます。

相澤委員 提案趣旨は理解しました。松山事務局長 佛田委員、どうぞ。

佛田委員 グリーンイノベーションのところ、特に発電と熱利用が中心に、結構書かれていますのですが、私の提案させてもらったマイクロ水力発電なんかもそうですし、34～36ページに熱供給における道路占有許可のことが書いてありますが、恐らくここに書かれているエネルギーの利用については、電気の場合は送電、熱の場合は、それを送るときの国有地等の占有許可が具体的には特に問題になっていると思ひますので、そこを更に御検討いただくと大変ありがたいと思ひます。

松山事務局長 ほかに、今の点でも、他の分野でも結構ですが。

大塚副大臣 今の佛田委員の御意見は、今後の検討課題ということによろしいですか。これに加筆するというのではなくて。

佛田委員 はい。

大塚副大臣 わかりました。

松山事務局長 それでは、皆様、よろしゅうございますか。グリーンイノベーションワーキンググループの対処方針につきましては、このワーキンググループの案のとおりということで、分科会としてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ライフイノベーションワーキンググループについて、田村主査からお願いいたします。

田村政務官 ライフイノベーションワーキンググループについて御報告をいたします。

まず、資料2 - 1、検討の視点をごらんください。検討に当たりましては、安全・安心と国民の利便性の向上、その結果としての我が国経済の成長を両立させる観点から、今後の医療・介護の在り方として、以下の方向性を目指すべきだと考えられる。

個別の規制・制度の在り方に関しては、こうした大きな方向性の下に判断されるべきであるということ、大きく3つ掲げております。

まず、1つ目は大胆なパラダイムシフトを促すべき。その中で、供給者目線から消費者目線へ。中央集権から地域主権へ、事前規制から事後チェック行政へ。

大きな2つ目として、開かれた医療を実現すべき。透明性の高い医療・介護へ。グローバル化の促進。個別化医療の推進。

大きな3つ目として、産業としての競争力を強化し、付加価値を向上すべきということで、イノベーションによる国際競争力の強化。事業者の創意工夫によるサービス提供。協働・連携・自律による医療・介護の推進ということを掲げております。

資料2 - 2をごらんください。これまで4回の審議で、～までのテーマについて対処方針をまとめております。

そのほかに中期的検討項目といたしまして、8項目を示しております。～の中では特にワーキンググループで活発に議論した項目は、保険外併用療養の範囲拡大、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグのさらなる解消、「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等。特別養護老人ホームへの民間参入拡大などであります。

以下、重要項目について簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、資料2 - 3の対処方針シートをごらんください。保険外併用療養の範囲拡大ということがあります。当初、原則解禁という項目の名前でありましたけれども、名称をこのように変更しています。今まで4回のワーキンググループを通じまして、このテーマについてもっとも審議に時間をかけていますけれども、基本的考え方は3ページ、そして対処方針は4ページになりますが、いろんな御意見をいただきました。保険外併用療養の一部について許可制から届出制に変更すべきだという御意見もありました。そして、その場合に医療機関に一定レベルの倫理審査委員会を設置して、その委員会が承認を行うべきだという御意見をいただきました。

また、現行制度の下で具体的に問題となっている事例を明確にすべきだといったような御意見、ほかにもいろんな御意見をいただきまして、4ページに対処方針を掲げているところであります。

続きまして、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグのさらなる解消、13ページ以降です。

これは、委員から事務局の項目案に追加で御提案いただいて御議論をいただいたものでありまして、薬事行政全般について幅広い意見をいただきました。

主なものとしましては、臨床研究等、治験のシームレス化や審査手続の見直しをすべきだという御意見ですとか、あるいはPMDAの在り方そのものを見直すべきという御意見もありました。

更には海外での治験データの活用など、大胆な見直しをすべきといった御意見をいただきました。具体的な対処方針は、盛りだくさんでございますが、16ページに掲げてございます。

続きまして、でありますけれども、内外に開かれた医療先進国日本に係る査証発給要件等の緩和、外国人医師の国内診療等という項目でありますけれども、これは当初医療ツーリズムという項目名でありまして、いわゆる医療ツーリズムに関しましては、国家戦略室としても大きな目玉として現在検討を進めて、そこは連携をして検討しておりまして、前倒して政務官の私が、厚生労働省の足立政務官と一昨日会って1回目の議論をしまいいりました。

その際に、足立政務官が医療ツーリズムというのは、いわゆる商業主義的な悪いイメージもあるから使ってほしくないという足立政務官の御意見をいただきまして、名称を変更しております。ただ、政府として医療ツーリズムという言葉は今後使い続けるかどうかというのは、まだペンディングの段階あります。

御審議をいただいて、意見としましては、まさに開かれた医療という理念を掲げて、外国人の患者にも外国人の医師にも、我が国の医療をオープンにするべきだという御意見ですとか、あるいは国家戦略としてこれを推進すべきで、海外の事例にも学ぶべき点があるという御意見あるいは地域で特区制度を活用することも有力なのではないか、あるいは医療ビザについては、外国人患者の同行者にも適用するようにすべきといったような御意見をいただきました。

そして、対処方針としては、32ページに掲げさせていただいております。既に新聞報道などにもありましたけれども、医療ビザにつきましては、厚生労働省も積極的な方針を既に表明しておりまして、担当省庁である法務省、外務省には協力しながら交渉していくということも足立政務官と話をしたところであります。

それから、の特別養護老人ホームへの民間参入拡大、46ページ以降についてですけれども、やはり介護分野、ほかにも項目が幾つか掲げてありますが、これについての議論が一番時間をかけたものであります。

今回は、まず、事業への参入という観点で突破口を開くということで、48ページに掲げてありますような対処方針を掲げさせていただいております。

大変簡単ですが、御紹介は以上でございます。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、共同主査を務めていただいております、土屋主査からもお願いいたします。

土屋委員 2点追加をさせていただきます。先ほどの医療ツーリズムですが、私もお共をして政務官の折衝に立ち会ったのですが、内容的にはほぼ差はないというふうに拝聴いたしました。

ただ、今、政務官が御説明のように、ツーリズムの意味が、定義が明確でないまま各省庁で使われたので、足立政務官の危惧ももっともかなという点がありますので、今後、誤解のないような定義をはっきりして使っていく必要があるかと思えます。

あと、内外開かれた云々という、いわゆる医療ビザの件でありますけれども、この内容について、先ほど言ったツーリズム以外に外国人医師が日本で診療に当たる、これは日本人の診療にも役に立つということが考えられるわけですが、医療崩壊が叫ばれて、日本の患者が迷惑をこうむっているときに、外国の患者を診るとは何だというような論法で、攻められることがあるので、その点でも説明に注意を要するのではないかと、その2点が問題になったかと思えます。

以上であります。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、ライフイノベーションワーキンググループの対処方針につきまして御意見をいただきたいと思えます。

草刈委員、どうぞ。

草刈会長代理 私が意見を言っているのかどうか、疑問なのですけれども、土屋先生、今更、コンファームする必要はないと思うのですけれども、今日は、田村政務官から御説明がなかったんですけれども、レセプトのカルテの電子化という点で、ここに書いてあるものは、まさに量と質という意味から言うと、質の議論をしているわけです。

これはこれで大事だと思うのですけれども、一方、いわゆるレセプトの、ここにも書いてあるけれども、レセプトのカルテの電子化が遅れていると、これは要するに量的に遅れているという意味ですね。

その点については、要するに諸般の事情もこれあり、とりあえず今回は、質の方に集中するのだということだと理解しているのですが、実はそっちの方が非常に大きな問題であるという認識を私はしているので、これは、別に次にやる機会があれば、次のテーマだと思うのですけれども、諸般の事情これありということで、とりあえずは、今回は質の方に集中してやるという理解をしておりますけれども、そういう理解でよろしいですか。

土屋委員 おっしゃるとおりで、医療現場の、特に病院勤務の立場から言わせていただきますと、質と量は切り離せない問題で、やはり量的にカバーして悉皆性がないと、やはりデータとして質が担保できないわけでありますので、現在のような状況ですと、幾ら集まる電子データをやっても、質的にはいつまでも問題が残るということになりますので、やはり基本は悉皆性のあるデータを集めると、その上で質を担保していくということが正解であろうと思えます。

松山事務局長 ありがとうございます。相澤委員、どうぞ。

相澤委員 2つあるのですけれども、1つは、土屋委員にお聞きしたいのですけれども、混合診療のところで、治験審査委員会の構成要件を満たす倫理審査委員会を設置している要件を満たす医療機関というのが、まず、これは届出制に変更するというのは、現在、許可制になっているとか、そういう意味なのでしょうか。まず、変更という意味がわからなかったのと、それからこの場合、医療機関というのは一般的に、大学病院とか、相当程度の規模を備えた病院だと想定するのですが、開業医で治療を受ける場合というのは、どういう手当がなされるのか、初歩的なことで申し訳ありません。

土屋委員 1点目ですけれども、現在は、先進医療という形で、認可をされた治療法について、これが支払われるという形で、厚労省側ですべて決められているというのが実態であります。言わば認可ということです。それを届出制にと。

その場合には、各施設の自立性がないと困るということで、届出制の場合には、後のフォローアップが大事であろうということで、そのためには、やはり倫理審査委員会あるいは治験審査委員会と言われるような類のもので、条件とすることが望ましいだろう。

ただ、問題は、まだ科学的に十分な証明がないというために、PMDAを通過していない、あるいは

は薬として認可されていないという状態ですので、やはり今申し上げたようなフォローアップ体制がしっかりして、何か不測なことが起きたときに、すぐ対処できる、いわゆる評価機能も備えたところでやるべきだろうというところから、こういう条件が付きましましたので、開業医の方、お一人という場合には、評価をする方がおられませんので、これは全く今の診療に認められていない治療をやる点では、ちょっと問題があるかということで、こういう条件になったと思います。

松山事務局長 黒岩委員、どうぞ。

黒岩委員 昨日もかなり突っ込んだ議論をした医療ツーリズムのことですけれども、言葉の問題、あえてこの分科会の皆さんにお伺いしたいと思うんですが、我々のワーキンググループの中でも医療ツーリズムという言葉を使った方がいいのではないかと、逆にそれは誤解を招くのではないかとという議論が実はありました。

私自身は、内外に開かれた医療という話は、私自身が言った言葉ではありますが、ただ、医療ツーリズムとか、メディカルツーリズムという言葉は残した方がいいと実は思っております。

というのは、言葉というのはすごく大事であって、さっきおっしゃったように、これをある種の突破口にしたいという政権全体としての思いがある中では、やはりキャッチであった方がいいと思うのです。その言葉というのは、例えばメタボリックシンドロームなんていう言葉、当初だれもそんなことは知らなかった。だけれども、いつの間にかメタボ、メタボと流行語のようになっていくということもあって、それが1つのみんなの関心を生んでくるということにもなります。

ですから、内外に開かれた医療だけだと埋没してしまうというか、イメージが残らない可能性もあるので、私は医療ツーリズムと書いて、呼び方としてメディカルツーリズムと呼んでもいいと思うんですけれども、要するに、外国人患者を受け入れることですよと、一言で言えば済む話でして、それを商業主義と考えるのは、ある種お勉強し過ぎのイメージではないかと思っておりますので、私は残した方がいいと思っておりますけれども、分科会の皆さんの感性というか、御意見をお伺いしたいと思います。

松山事務局長 いかがでございましょうか。相澤委員、どうぞ。

相澤委員 すみません、感性がちょっと悪いかもしれませんが、勿論、黒岩委員がおっしゃるように、非常にわかりやすいということは認めますけれども、何も先入観を持たずに聞くと、やはり観光というイメージがどうしてもあるので、少し抵抗感がないわけではないというふうに思いますので、商業主義とまでは言いませんけれども、私自身はどうしても積極的に使う方がよいとまででは考えていません。ということをちょっと言いたいと思いました。

あと一つ、 番の診療看護師の新設なのですが、これはワーキンググループの議論では、対処方針では、特定看護師の制度化のことだけが書いてあるんですけれども、診療看護師の創設に向けてということが、姿勢として対処方針にも入っているべきではないかと思いましたので、その点をちょっと指摘させていただきます。

松山事務局長 どうぞ。

土屋委員 確かに議論の中で、診療看護師、言わばアメリカで言うナースプラクティショナー、これを導入したいというのが強い意見で出ていると思いますが、このところが、既に特区の申請

のところで、特定看護師という話が厚労省側から出たために、とりあえずは、第一段階としてそれを推進して、それを突破口として診療看護師へ結び付けたらどうかというのが、今回の議論かと理解しております。

相澤委員 ですから、その点で、対処方針のところ、その一言が加わるべきではなかったかと思ったので申し上げました。

土屋委員 最終的には、田村政務官にお答え願った方がいいのかもしれませんが、私個人としては入れておいてよろしいかなと思っております。

田村政務官 対処方針ですから、そういう目標として入れるのは、私も別にいいと思います。

松山事務局長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 特別養護老人ホームの民間参入拡大、これは大賛成なのですが、ここにもイコールフットィングの問題があちこちに書かれていて、対処方針の方には、医療法人株式会社、NPO等の参入を可能とすると書いてあるのですが、実は、特区でも御存じのように、株式会社立の大学だとか学校だとかあるいは病院があるのですが、イコールフットィングではないために余り進んでいないという側面もあるのです。この対処方針の中に、何かそういうことの記事を入れておかなくても、参入さえ可能であればいいというようなことでこうなったのか、その辺について、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

松山事務局長 今、御指摘の部分、48ページの対処方針のすぐ上のところですが、社会福祉法人や社会福祉事業に対する優遇税制の措置の見直し等に波及するおそれがあるとしているが云々とありまして、同一サービス化で税制等の条件が異なっていることが問題と言える。そういう指摘をした上で、対処方針になっているということでございます。

榎谷委員 そうすると、前後の関係を見ればわかるからということで、ここにわざわざ対処方針について書いていないというのは、それはイコールフットィングであることを前提にということなことが対処方針の中に入っていると考えるよしいわけですね。

松山事務局長 そうということでございます。

草刈会長代理 おっしゃるとおりで、ここであえて書く必要もないだろうという程度で、要するに税制上の違いがあるかこと自体がそもそもおかしいのではないかと。例えば社会福祉法人というと、全部そうですから、そういうことも大前提として考えて、そういうふうに御理解いただければいいし、そういう説明を当然するわけですから、そこは御心配要らないのではないかという気がします。

松山事務局長 昨日ワーキングでいろいろ御議論がありまして、やはり規制改革に基本的には絞って対処方針を出すべきと、間口は税制等に広げますと、収拾が付かなくなるという御意見もございまして、こういう形にしております。

大上委員、どうぞ。

大上委員 まず、黒岩委員から指摘がありましたツーリズムの件ですが、私は国交省成長戦略会議観光分科会でずっと議論してきました。、ツーリズムという言葉は非常にいい言葉なのです。観光というよりももっといろんな経験をするとか、新しい自分に生まれ変わるだとか、そういう意味

を含んでいる言葉で、日本も中にツーリズムという文化そのものが、まだ十分に定着していない現状があります。学問の世界とかそういうところも含めて、ですから、日本の観光をツーリズムに改めていかなければいけない、そういう観点で、やはりいい言葉ですから、メディカルツーリズムという言葉を使うことについては、私は賛成です。それを積極的にPRしていきたいと思います。

あともう一点、混合診療の議論で、非常に意識の高い勤務医の先生と話す機会があったんですが、やはりその問題については反対だという方も結構多いのです。その理由は、何だかんだいっても、倫理委員会をやったとしても、結局金もうけの治療に走る病院が出てくるのではないかというような懸念が拭い切れないというふうにおっしゃる方も多いわけです。

この議論で言うと、私たちは、本来治療を求めている人たちに対して、先進的な治療がタイムリーに提供できないという問題をずっと議論しているのですが、その一方で、抑制機能が果たして倫理委員会ということだけでいいのか、あるいはそこにプラス何らかのペナルティーなり、抑制機能なりということ、これは議論をする上での前提になるか、ここに書き込むかどうかは別としての、そういうところをやはり考えておく必要があるかと思っておりますので、ここで指摘をさせていただきます。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。今、大上委員は、具体的に4ページについて修正すべきという御意見なんでしょうか。

大上委員 修正するという考え方もあるし、あそういうことを踏まえて、何らかこちら側で議論の用意をしておくということでも構わないと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

土屋委員 御参考までに申し上げますと、いわゆる治験です。この場合には査察の機能が必ず伴っていきますので、後のフォローアップを厳格化で避けられるのではないかがというのが、私の考えです。

松山事務局長 翁委員、どうぞ。

翁委員 先ほどの榎谷委員と同じ点でございますけれども、特別養護老人ホームへの民間参入拡大ですが、保育の分野でも、実際に規制緩和されたのですけれども、全くそこが進んでおりませんのは、税制の面もございまして、会計基準とか、補助の在り方とか、社会福祉法人とそうではない主体と、相当いろいろな違いがまだ残っております。

そういう意味でも、ここをイコールフットイングにしていって、社福との競争条件というのを合わせていくということをやっていくと同時に、それをフォローアップして、どのように参入が実現していくかということについてもフォローしていくことが非常に重要ではないかと思っておりますので、コメントさせていただきます。

松山事務局長 ありがとうございます。そうしますと、翁委員の今の点は、この分科会として今後もフォローしていくということによろしゅうございますか。

翁委員 そうです。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、時間もあれですので、そろそろよろしゅうご

ざいますか。

どうぞ。

草刈会長代理 今、黒岩さんが言ったものは、結論が出ていないですね。それはまずいと思います。要するに、ちょっと聞きたいのは、最終的には、黒岩さんも主査お二方にいろんな表現とかもあるのだからお任せするということでもいいと思うのですが、ただ、やはりそれが出せない事情というか、そういうものを御説明いただければ、それで納得できるのではないかと思うのですけれども、ここに書いてあるのは内外に開かれた医療先進国日本と書いてあるけれども、内では、別に先進国ではないと私は思っているのですけれども、どんどん地位が下がっているじゃないかという状況だと思うので、この表現もいいのか、どうかも若干疑問があるところだと思います。この表現を出してしまうと、何が具合が悪いのかなというところだけクリアーにしていれば、別にその後、2人の主査にお任せ、これから交渉されるわけですからいいと思います。そこだけはっきりさせないと、皆さんせっかく意見を言っていたのに申し訳ないと思います。

松山事務局長 もともとそういうつもりで、これから整理させていただこうと思いましたが、会長、どうぞ。

大塚副大臣 ありがとうございます。これは昨日のワーキングでも、若干、田村政務官の方から御報告がありましたが、厚生労働大臣政務官の足立さんの御意見として、日本で使われている意味とは違うとらえられ方をしている面もあるという御指摘でありましたので、とりあえず、まず、慎重にこういう言い方で、今日は皆さんにお示しをしようということになって、今、お手元にあるわけであります。

もっとも、そこは黒岩さんがおっしゃるように、あるいは大上さんも御指摘いただいたように、必ずしもそういう懸念が当たらない、むしろプラスの側面も多々あるわけありますので、もし、皆さんのお許しをいただければ、こういう対応にさせていただけないかと思えます。

つまり、今回の中間報告書は、これで世に出るわけありますので、出た後に、想定されるフリクションは、できるだけ少なくしておきたいということありますので、まず、メインのところは、今、記載してあるような形にして、その下に、つまり規制改革事項のサブタイトル的な記述をこのように書かせていただけないかと、私からの提案であります。

「医療のために、来日する外国人を受け入れる医療ツーリズムへの取組み」というふうに補記をさせていただけないかと。その後、ちょっと世の中の反応を見ながら、最終的にどういう表現でこれを浸透させていくかということをごらさせていただきます。

もう一回申し上げます。「医療のために来日する外国人を受け入れる医療ツーリズムへの取組み」ということで、とりあえず、お諮りを申し上げたいと思います。

小田審議官 会長、それは内外に開かれた医療先進国日本の方ですか、全体ですか。

大塚副大臣 この2行の下に横棒を引いて、今、申し上げた表現をトータルに入れておく。

小田審議官 事務方から申し上げて恐縮なのですが、今のお話ですと、外国人、要するに患者に限定するということになりますか。

大塚副大臣 医療のために来日するわけですから、医療のために来日する外国人を受け入れる医

療ツーリズム。

小田審議官 もう一方で、外国人医師の受け入れというのがありますので、こちら側もポイントなので、ちょっと。

大塚副大臣 医療のために来日する外国人と書くと、そこはファジーになっているわけです。

松山事務局長 冒頭、田村政務官が御説明させていただきましたように、この名称については、会長もおっしゃっているとおりなのですが、今日で決まりということではなく、政府内で医療ツーリズムという言葉の確認作業をまだ行っておりますので、そういうことでいずれにせよ、医療ツーリズムという言葉については、そういう状況のものということで御判断いただければと思います。会長、どうぞ。

大塚副大臣 先だって私どもの法案で、地域主権改革を進める法案が参議院を通過して、今、衆議院に送られたのですが、地域主権とは何事かという議論が国会で行われているわけでありまして、

これはどういうことかということ、主権というのは国家主権と国民主権であって、地域に主権を付けるというのは、つまり憲法の講学上、問題であるという議論も行なわれています。言葉の一個一個というのは、そのことによって、皆さん御指摘のように、大変大きな流れをブレイクさせる場合もありますし、逆にもう一つは、今、イスタンブール宣言でこのこと自身が、一部の国々では臓器売買のような意味でとらえられているという指摘もある中での足立政務官の御懸念でございましたので、しかし、国内では割とポジティブに使われているのも事実でございますので、今、申し上げましたような両論を併記させていただいて、今後の対応を決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしければそうさせていただきたいと思っております。

草刈会長代理 ちょっと質問ですけれども、さっきの松山さんの話だと、このタイトルは、要するに仮題ということなのですか、そうではなくて、これが公表されて外に出ていくものであるのですか？まだ仮題で、中でもう少し議論してから決めるという話とは、大分話が違うわけですから。

田村政務官 仮の題ではなくて、そこは規制・制度改革分科会としての項目の名前になるわけですが、今、話をしておりますのは、政府として、まさに新成長戦略ですとか、そういうことを含め、今後、医療ツーリズムという言葉が正式に使っていくかどうかというのは、政府全体、関係するのは国家戦略室と、あと厚生労働省ですけれども、全体で決まっていく話ですので、そこまではこの分科会で決めることはできないということでありまして、ですので、大塚副大臣がそういうタイトルにしようと言ったのは、分科会としては使っていきたいと思いますし、そこは、ついでに補足で申し上げますと、私も個人的には、黒岩委員のお考えというのは賛同するところでありまして、対外的なイメージというのは英訳の問題なのかと、メディカルツーリズムが一番適切なのかどうか、英語としてどうなのか、そこはいろいろ、まさに海外の印象とか指摘もありますので、調べた上で英訳は考えた方がいいのかもしれませんが、日本国内でそういう悪いイメージを知っている人はごく一部なので、一般の人が知るには、私はいいいのではないかと考えていますし、そういう面も含めて、そこは主張しながら、政府全体として、恐らく国家戦略室辺りが中心となって決めることになるのではないかと。政府全体で使うかどうか、そういうことになると思います。

松山事務局長 黒岩委員、どうぞ。

黒岩委員 実は、先日メディカルツーリズムに関するシンポジウムがありまして、そこにはドイツからとか、アメリカからとかやってきて、そしてメディカルツーリズムとはというところから話が始まって、冒頭は皆さんの御懸念のとおり、メディカルツーリズムとは、医療のために観光に来るわけではありませんと、そうではなくて、患者がよその国に治療のために行くということですよというところから始まっていて、皆さんメディカルツーリズムということで話が進んでいましたから、この言葉は一番グローバルスタンダードになっていると私は思っております。

田村政務官 是非、黒岩委員、今後、対外的に発信をしていただきますようお願いを申し上げます。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、時間も大体まいりましたので、医療ツーリズムの扱いにつきましては、先ほど会長及び田村主査から申し上げましたようなことで対応させていただきたいと思っております。

その他の点については原案どおりということで、よろしゅうございますでしょうか。

すみません、診療看護師について対処方針の中でも、それを頭出しするというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

松山事務局長 それでは、次に農業ワーキンググループにつきましてお願いしたいと思います。

田村主査、よろしく申し上げます。

田村政務官 資料3-1をごらんください。農業ワーキンググループ検討の視点でございます。当初の事務局の案では、専ら生産者・供給者サイドの視点というのが中心の書きぶりをしておりまして、委員の方からも、やはり消費者サイドの視点が大事だという大変重要な御指摘もいただきまして、修正をしたものがこちらでございます。農業分野の規制・制度改革の検討に当たって、安全で良質、安価な食料の安定供給を担い、地域経済社会を支える農業の成長産業化に向け、国民的視座から以下の検討の視点を持って、個別の規制・制度の在り方を検証・検討する。

大きく6つの項目を掲げております。1つ目は、意欲ある多様な農業者の参入促進ということで、消費者ニーズにかなった生産・販売・付加価値拡大。

2つ目は、優良農地の確保と有効利用の促進、適正なゾーニング、転用規制の厳格化、転用を規制する機関の在り方。

3つ目として、農協など、農業支援組織の見直し、農業支援の主体、サプライチェーンの多様化の必要性、農業支援機関の適正なガバナンス。

4つ目、農業者の主体性や創意工夫の発揮を妨げる要因の除去。

5つ目、農業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度基盤の整備。

最後6つ目は、安心・安全な農産物・食品表示等でございます。

次の資料3-2をごらんいただきますと、～までの17項目について議論をいたしました。

その下には中期的検討項目として23項目掲げております。

以下、概要でありますけれども、まず、農地関連であります、そもそも農水省が作成した食料・農業・農村基本計画というものが3月30日に閣議決定をされておりました、その中では、農業者

の高齢化が進み、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ、後継者の確保が極めて不十分な状況になるということは記載されておりまして、農水省も承知をしているというのでありますけれども、では、次の資料3-3の対処方針シートの でありまして、農業生産法人の要件、資本事業、役員のさらなる緩和という項目であります。

こちらにつきましても、2ページに担当農水省からの回答が書いてありまして、意見としては、いろんな御意見をいただきました。委員からは、農地転用規制やゾーニングの厳格化が同時に図れるのであれば、要件緩和も妥当なのではないかという意見が、いろんな意見の中でも多かったというふうに考えているところでありまして、対処方針は、4ページに記載をさせていただいております。

次は、農業委員会の在り方の見直しは、8ページ以降に書いてありますけれども、現行法の委員構成というのが8ページの上の方に、規制の概要に書いてありますけれども、地元農業者及び農業関係者が委員の大多数を占めるということになってしまって、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるといったようなことが、8ページの中段辺りに書いてあることであります。

9ページ、農水省のスタンスとしては、改正法の施行状況を踏まえて5年後に見直すという回答でありましたけれども、10ページに対処方針をまとめてありますが、議論の中では、これまで農業委員会の機能が適切に発揮されてこなかったのは明らかだという御意見あるいは優良農地の確保と有効利用を実現するために農業委員会の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要だという御意見もありました。あるいは農業委員会の独立性を確保する仕組みについて、いろいろな建設的な見直し案をちょうだいしております。

そして10ページ、11ページに対処方針をまとめさせていただきました。

次に農協関連も重点的に議論をさせていただきました。14ページ以降ですけれども、農協に関しましては、委員からも御提案をいただきまして、22日にヒアリングを実施しております。農協の関係団体からの役員の方にお越しをいただいてヒアリングの実施をして、その上で議論をしているところです。

の農協等に対する独占禁止法の適用除外の見直しでありますけれども、今日の農協系統は非常に巨大な組織になっておりまして、全農の取扱高は、5兆8,000億円近いというのは、15ページの一番上に書いてあるところであります。あるいは、例えば化学肥料のシェアは77%を占めている。そもそも適用除外の趣旨というのは、小規模の事業者による相互扶助を前提としておりますので、その趣旨にそぐわないという意見を相当いただきました。

あるいは、一方で、その議論の中では農業者にデメリットが生じないように、適用除外を見直したときの弊害について慎重に検討すべきという御指摘もいただいております。

こういった御意見を踏まえまして、18ページに対処方針をまとめさせていただいております。

次の19ページ以降が農協に対する金融庁検査、公認会計士監査の実施でありますけれども、現在は19ページの上の方にマトリックスで書いてありますけれども、単位農協に対しては、検査は都道府県、監査については、農協監査士が行っているというのが現状であります。

委員からは、やはり預金者保護の重要性ですとか、客観的に見てこうした独立性が担保されるような仕組みの必要性、金融庁が検査をする、あるいは公認会計士が監査をするといったことについての重要性の御指摘もいただいております。

そういった中で 22 ページに対処方針を示させていただきました。

、26 ページ以降ですけれども、新規農協設立の弾力化についてであります。現在は一地域一農協制を基本としておりまして、新規農協を設立する場合などには、県の中央会の協議が必要で、実質的には新規農協を設立するというのは極めて困難なのが現状だという中で、地域に複数農協があれば農業者の多様な選択肢の増化に資するとか、あるいは各農協が切磋琢磨するといったことが期待されるのではないかというような御意見を多々いただきました。

そして、28 ページに対処方針をまとめさせていただきます。

大変簡単ですが、以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、共同主査を務めていただいております、吉田主査からも一言お願いいたします。

吉田委員 今回の田村政務官の説明でほとんど言い尽くされているんですが、2点だけ補足させていただきます。

まず、1番の 農業生産法人の要件のさらなる緩和のところですが、当然、導入促進という入口の議論と相合わせて出口の議論、経営主体が、例えば破綻した場合の農地の保全をどうしていくかというところでの議論が必要ということがありました。

要するに撤退時のリスクマネジメントということが前提にならなければ、なかなか全面的な緩和というのは難しいのではないかと議論もありました。

要は、基本的には皆さん委員さんの意見は、農地の賃借と取得、それから経営主体の個人と法人で、基本的には差異を付ける必要はないだろうということですが、今、言ったりリスクマネジメント、出口の部分のリスクマネジメントの問題で、それを整備すべきと、その上でということで、本格実施に至ってはどうかというのが結論だったと思います。

その辺の議論の内容は、3 ページの一番下から 4 ページにかけての部分に書かれていますので、御参照いただければと思います。

次に 14 ページの農協の独禁法ですが、これにつきましても活発な議論がなされまして、ただ、現在の規制による阻害実態の把握、具体的なメルクマールを含む制度設計のイメージの共有といったところの問題がありまして、いろんな意見が交わされたということです。

ただ、最終的には、今まで農協に頼ってきた農業支援機能を多様化させることが農業の活性化につながる。もう一点は、農協に限らず独禁法上の現在除外対象になっている問題というのは、立法趣旨と実態とが乖離したのであれば、これは当然見直すべきだということで皆さん意見が一致したものと考えております。

なお、農協のほかの問題も活発に議論されましたが、基本的には先ほど言いましたように、農業の成長産業化のためには、生産支援、流通支援の部分について、多様な選択肢を生産者に与え、また、消費者に与えるということが成長産業化につながるということで、皆さんの意見がほぼ一致

したものと認識しております。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、木村委員、お願いします。

木村委員 これから来るべく、もう間違いなく来るのはリタイアですね。先ほど言われたように。それから、農地がどんどん余ってくる、だから、今からやるべきこと、急務なのは、参入も含めて農地をどう流動化していくか、これをやらないと参入も無理だし、これの迅速化を入れないと、だから、視点の優良農地の確保や有効利用の促進の中に迅速化を入れていかないとと思うんです。現場の声としては、たくさんの農地を変えてくれないとか、いっぱい来るわけで、どんどんリタイアしていくわけですからね。それは全国的規模で行われますから、是非その視点をもう少し入れてほしいと思います。

松山事務局長 佛田委員、どうぞ。

佛田委員 22 ページの金融庁検査の対処方針の部分なんですけど、都道府県知事の要請がなくとも、金融庁が能動的に農協を検査できる仕組みを構築すると書いてございますが、現在は都道府県知事の要請によって農水省と金融庁が検査をできる仕組みになっているわけで、ここに金融庁が能動的に農協を検査できる仕組みの前に、農林水産省というものを入れる必要があるのではないかと思います。

なぜならば、金融庁が行う検査というのは信用事業のみですので、その他の業務について農水省も能動的に検査ができるようにすべしと思いますので、追加をお願いしたいと思います。昨日、御意見申し上げたと思います。

吉田委員 昨日、議論した部分ではあるんですが、信用事業の部分と農業の経済事業の部分について分けて考えて、今回は信用事業についてまとめようかという議論もあったと思いますが、その点は、いかがでしょうか。

佛田委員 おっしゃる意味は、預金者保護という点ではよくわかるんですが、金融庁のみが能動的に検査をできるようになると、恐らくその辺の農協の業務執行全体も含んだ検査が必要になりますから、そこはパラレルに検査ができるようにする必要があると思います。

松山事務局長 昨日から御意見を拝聴しておりますので、論点はよく認識しているつもりですので、一応この項目自体は農協に対する金融庁検査、公認会計士監査の実施なので、まさしく信用業務に対することを取り扱っていただいているので、こういう結論だと思うんですが、ただ、昨日も郵政を例に出して申し上げましたけれども、他の金融機関と比べると、物販とか経済事業をやっているという特殊性がありますので、そういう意味ではこの対処方針の間に、1つ目の の下に、経済事業を併営している特殊性を勘案し、農林水産省との連携を図ることを前提とするとか、そういうことを補記するということだと思うんです。

郵政の今回の法案をつくったときにも、全く同じ議論がありまして、まさしく総務省は郵便を見に行くんですが、金融庁は金融を見に行くと、ところが、検査される側からするとばらばらに来ないでくれということがあって、検査対応とかも大変だということもあって、ただ、やはり総務省が

見る検査と金融庁が見る検査は違うということと全く同じ議論なものですから、そういう意味では今、申し上げたようなことを併記するというのも、この間に一言入れておくということも1つの落としどころかなという気がいたしますので、一応御提案を申し上げます。

草刈会長代理 ちょっとよろしいですか。今の佛田さんの話を聞いていて、私が誤解したのかもしれないけれども、この話は、要するに信用事業だけの金融面での検査だけを議論しているのではなくて、いわゆる一般的な公認会計士の監査というのは、言うまでもなく金の話だけではなくて、ガバナンスだとか、企業のコンプライアンスとしていいのかとか、そういう話も入ってくるんですね。

だから、この議論は大きく言えば2つあって、1つは金融の問題、もう一つはガバナンスの問題、そう思っていたんです。この2つのポツの下の方は、どちらかというとならばガバナンス議論で、ここにはっきり外部監査とは書いてないけれども、客観性を持った検査をしなければいけないというふうに書いてある。そうすると、今おっしゃったような意味で農水省がそういう面もちゃんと監督するというのもこの中に入ってくるだろうと思っていたので、信用事業だけやるということだったんですか。

吉田委員 いいえ、議論としては全然制約はされていません。ここの書き方として、そういう議論があったということです。

あと、佛田さんの意見で言うと、それを書くことによって都道府県知事の要請という制約が、農水省に関しても緩和されるというお考えですね。

佛田委員 そうです。

吉田委員 そういう意味では、非常に前向きな議論であるというふうに認識しております。

松山事務局長 どうぞ。

大塚副大臣 今、草刈さんから御指摘があったんですが、私の理解では、この対処方針の2つ目の は、まさしくタイトルが公認会計士監査になっているのでちょっと誤解を受けるかもしれませんが、監査法人監査ということであれば、2番目の はまさしく業務全体についてなんです。ところが、1番目の はまさしく信用事業についてなので、したがって、さっき私が御提案申し上げたのは、2番目の に関わる問題として、所管である、主務官庁である農林水産省との連携を図ることということを一言入れてはどうかと思います。

後段の方は、まさしく監査法人が全体のガバナンスを見るということだと思います。

松山事務局長 相澤委員、何か御意見よろしいですか。

相澤委員 佛田委員の御意見についてなんですけれども、このままであっても農水省検査というのはできるわけですね。信用事業についても。

佛田委員 都道府県知事の要請がないとできないことになっていますから、金融庁だけが都道府県知事の要請があってできて、農水省は都道府県知事の要請がないとできないということになるので、これは片手落ちになるのではないかとということなんです。

相澤委員 わかりました。では、都道府県知事の要請があれば農水省も連携してできるということが、農水省単独でも、あるいは帯同検査でも、どちらでもできるようにする方がいいということ

ですか。 佛田委員 そうです。都道府県知事の要請がなくてもできるようにすべきだと、農水省についても。

相澤委員 そうであれば賛成です。それから、ついでで申し訳ないんですけども、細かいことですが、農業生産法人の対処方針のところ、表現を変えていただいたのはいいんですけども、ベンチャー等を含む一定規模の法人に限ったと書いてあるんですが、一定規模というとは一定規模以上なのか一定規模以内なのか、文脈としては一定規模以内だろうと思うんですけども、これだと誤解を生むので、明確にすべきだと思います。

松山事務局長 どうぞ。

佛田委員 大塚副大臣のお話になったのは、農水省は都道府県の要請がなくとも検査ができると書いたらよろしいというお話ですか。

大塚副大臣 そういう意味では、また、少し違う意味なんです。ここは、あくまで先ほど来出ていますように、信用業務に対する検査なので、ただ、そうは言っても他の金融機関とはちょっと違う特殊な業務内容なので、したがって、信用業務の検査に入るときも農水省とよく連携するようということをおしは申し上げたのであって、今、相澤さんとやりとりしておられたように、農水省は都道府県の要請がなくても、農水省もできるようにするという話とはまた別なんです。それは、ここでの検討テーマとはちょっと違うテーマと言えは違うテーマなので、そういう意味で区別はした方がいいと思ったんですけども。

松山事務局長 佛田委員、どうぞ。

佛田委員 意見を整理しますと、なぜ都道府県知事の要請がなくても農水省の検査ができるようにすべきかということ、金融庁のみが自主的に検査できるようになりますと、農業法人の格付けとか評価が一方的に行われるおそれがあるという懸念がまず一点あるということです。

それから、副大臣がお話しになった連携を取るとということについては賛成です。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。時間が迫ってまいりましたけれども、今の 22 ページの点でございますけれども、副大臣が先ほど整理されましたように、最初の の後ろに、その際、経済事業を併営している農協の特殊性にかんがみ、農水省との連携を図るという記述を加えるということによろしゅうございますか。

大塚副大臣、よろしいですか。

大塚副大臣 提案者ですから、私はそれで結構ですが、佛田委員の御懸念になっていることは非常によくわかります。これは、金融庁検査の適正性の問題を問われているわけでありまして、信金、信組、地銀辺りも、金融庁の検査が厳し過ぎることによって存続可能な企業までも、大変厳しい格付けに追い込んでいるのではないかという、その点を御懸念になっての御意見ですので、その点は重々理解して、これは金融庁担当として持ち帰ってしっかり対応させていただきます。

松山事務局長 あと一点、相澤委員から御指摘のありました 4 ページの一定規模の法人でありますけれども、その前にベンチャー等を含むという記述がありますので、当然小規模を意味しているということでございます。

相澤委員 それはわかるんですけども、やはり一読してわかる表現にすべきだと思いますので、一定規模以内とか一定規模以下ということをつけ加えるだけでよろしいかと思います。

松山事務局長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 私は問題ないと思いますので、相澤委員の意見でよろしいと思います。

草刈会長代理 時間がないところ申し訳ないんですが、昨日から気になっていることが一点あって、大塚副大臣が4ページの上の方で、要するにやる気のある者にとってというのは、幾ら何でも言葉遣いとしておかしいのではないかとおっしゃって、これは直っているんですね。農業に従事する意思のある者という、随分弱い表現になっているのだけれども、さっきの出口議論の話ではないけれども、要するにその程度の人が入参してもらったらかえって困るわけだし、このワーキンググループの検討の視点のところにも、意欲ある多様なという言葉を使ってあるので、例えば意欲的という言葉を入れて、意欲的に農業に従事する意思のあるとか、そんなようなことを書かないとちょっと弱過ぎると思います。

大塚副大臣 私も今ばらばら見ていたら、ほかのところにも意欲のあるというのがいっぱい出てくるんです。昨日、ここだけやる気のあるになっていたものですから、多分それで引っかかってしまったと思うんですが、もう意欲のあるというのがほかにもいっぱい出てきていますので、そういう表現で統一されるなら、それはそれで意欲のある者にとってで、私は一向に構いませんので、あとはお任せいたします。

吉田委員 意識して見ていたつもりですが、ここだけ抜けておりました。

あと気になるのは、木村さんの意見に関しては、具体的にどこをどう直すということは。

木村委員 この視点の中で、優良農地の確保と有効利用の促進の中に、最も大事なものは賃借料の迅速化とか流動化とか、そういうのを入れるべきではないかという意見です。

吉田委員 認識としては、ワーキングの全メンバーが、今の日本の農業の危機的状況は認識していたと思いますし、ただ、農地の問題に関しては、今回、農地法の改正直後ということで、少し遠慮気味には書いてあるので、その辺は十分どこかで反映できればいいんですが、これは政務官、いかがですか。

田村政務官 この検討の視点の優良農地の確保と有効利用の促進の中に、とかで加えるというイメージですか。

木村委員 視点としては大事かと思います。

田村政務官 どういう言葉が一番適切ですか。

大塚副大臣 おっしゃられたことはあれですね。生産者の年齢構成などを考えると、もう一刻も早く対応するよという話ですね。優良農地の確保と有効利用の促進なので、例えばストレートに受け止めさせていただくと、生産者の高齢化の実態等を踏まえた迅速な農地流動化への取組みとか、そういうことですね。

生産者の高齢化の実情を踏まえた、農地政策対応の迅速化とか、そういうことですね。流動化という言葉があった方がいいですか。

木村委員 それはなくてもいいですよ。

吉田委員 全体としてはカバーしているのですが、として、迅速な農地の流動化促進への取組みと  
いうのはどうでしょうか。

木村委員 意味はわかります。

松山事務局長 確認でございますけれども、検討の視点の2番目のの4番目、として、迅速  
な農地流動化促進への取組み。

それでは、農業につきましては、以上の点をもって修正をいたしまして、とりまとめをさせてい  
ただきます。

それから、最後に、3つのワーキンググループ以外の物流、金融等につきまして、こちらは3ワ  
ーキンググループと切り離して、田村政務官が主体となって検討していただいた案件でございます。  
これらについても御報告をお願いいたします。

田村政務官 それでは、その他検討項目一覧、資料4-1をごらんください。全部で10項目、  
物流、金融、どちらにも当てはまらないものが3つあります。

物流に関しましては、安藤委員、大上委員、榎谷委員、城所委員に御協力をいただいて、会合を  
開いて検討させていただきました。

簡単に御説明いたします。資料4-2の対処方針シートをごらんください。

1ページ目に、輸出通関における保税搬入原則の見直しがございます。これは、国民の声にも寄  
せられていたものでありまして、4月3日には枝野大臣、大塚副大臣と私の三役で、青梅埠頭のコ  
ンテナヤードの視察も行っているところであります。

保税搬入原則といいますのは、規制の概要に書いてありますけれども、輸出通関申告の際に、原  
則として貨物を保税地域に搬入しなければいけないという、我が国固有の制度でございまして、欧  
米諸国では同様の制度はありません。結果として、我が国の通関コストは高くなり、我が国産業の  
国際競争力を阻害しているという意見があります。参加をいただいた委員からも、やはり諸外国並  
みの通関コストにすべきといった御意見ですとか、保税搬入に変えて検査を強化することによって、  
不正輸出を最終的にチェックすることができるのではないかという御意見もありました。

対処方針は3ページ目に書いてありますけれども、ITが普及して情報による管理が世界の主流  
となっている中で、いわゆる保税搬入というやり方ではなくて、別なやり方でセキュリティの確保  
をすべきだという結論でありまして、3ページに記載をしているところでございます。ちなみに、  
10年前に私はこの保税制度の担当補佐をやっております、補佐就任1か月後にこの制度は要らな  
いと思いはじめまして今に至りますので、個人的に大変思いが強うございます。

次、戻りまして4ページでありますけれども、内航海運暫定措置事業の廃止、そして次のページ  
には、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直しについて、それぞれ5ページと10ペ  
ージに、どちらも見直しの検討をすべきだということに対処方針として書いているところであります。

11ページ目以降が金融であります。金融は4項目ありまして、翁委員の協力をいただきまして検  
討を行いました。この中で、は15ページ以降でありますけれども、「新しい公共」というのは、  
御案内のように、今、鳩山政権の下で官邸が大変力を入れて検討を進めているものでありまして、  
その中にもNPOバンクというものは出てまいります。ちなみに、金融庁の貸金業法改正の件でも、

このNPOバンクというものは出てまいりますけれども、今度6月に改正貸金業法が完全施行されるわけでありましたが、その中でNPOバンクというのは、できるだけ配慮すべきという意見は金融庁としてもいただいていますし、「新しい公共」でもそういう意見が挙っておりまして、この規制改革の分科会でも項目として取り上げているところであります。

17ページ「新しい公共」の一環で、いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和を項目として掲げてあります。対処方針は次のページですけれども、生協ですので担当は厚生労働省になりますが、基本的にはより生協が幅広く活動できるように。地域によってかなり幅広く、NPOバンクとはまた別に生協独自にいろんな貸付をやって成功をしている事例がございまして、そういった活動を全国に広げていこうという趣旨であります。

戻っていただきますが、11ページ、金融 でありますけれども、コミットメントラインの借主の対象範囲の拡大という項目、19ページには金融商品取引法による四半期報告の簡素化という項目についても、対処方針を掲げさせていただきました。

物流、金融のどちらにも当てはまらないその他の中のその他が21ページ以降でありまして、21ページに石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化。

25ページにはPFIの拡大に向けた制度改善。

最後になりますが、26ページは高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入についても、対処方針を掲げているところであります。

簡単ですが、以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、物流関係で榎谷委員に御協力をいただいておりますけれども、何かもしございましたら。よろしいですか。大上委員はいかがでございますか。金融関係で御協力いただきました翁委員、いかがでございますか。安念委員はいかがですか。

安念委員 私はタンク一筋でございます。

松山事務局長 それでは、皆さんどなたでも御意見をお願いいたします。

草刈会長代理 最初の物流関係はすべて当事者なんです。特に3番目の外航海運というのはまさに社業なのです。したがって、1時間でも2時間でも喋れと言われれば喋りますが、とにかく利益誘導とか変なことを言われるのはまずいので、あえてコメントいたしません。この辺は担当の方にお任せをして常識的な判断をしていただければ、それでいいと思っています。

松山事務局長 大塚副大臣、どうぞ。

大塚副大臣 独禁法の適用除外の案件については、これは田村さんも私も公取の担当ですので御説明を申し上げておきますと、現在15の法律で21の分野が独占禁止法の適用除外になっております。これらについては今回の規制改革とはまた別の観点から、公取は公取として今、検討作業を行っておりますので、そういう中で公取から提示をされた優先順位の比較的高い案件として出てきているという事情でありますので、その点は御説明を申し上げておきます。

そもそも独占禁止法の適用除外というものがあるということ、多くの国民の皆さんは御存じがないというのは、これは農協もそういう意味では同じなわけでありまして、その流れの中で勿論他のものも幾つもありますので、その点をお含みください。

同時に、せっかくの機会ですので余談を申し上げさせていただきますと、公取は独占禁止法の執行を本当にフェアにやっているのかどうかと、あるいは独占禁止法は必ずしもこういう問題だけではなくて、優越的地位の濫用ということも取り締まることになっているんですが、例えば金融の分野に関して言うとよく金融機関と企業の関係、法人の関係において、本当に金融機関を独禁法でカバーしているのかということとか、いろいろ言われておりますので、公正取引委員会の在り方について、検討している中で出てきているアジェンダだということをも是非御理解いただきたいと思えます。

松山事務局長 安念委員、どうぞ。

安念委員 物流 と物流 は実現すれば実に画期的だと思うんですが、 は政務官がおっしゃるとおり、前から要らないに決まっているのにずっとある。それでコストが高くなる。 は要するに内航の競争制限です。 は昔から言われたことですが、実際この運営は鉄運機構からも金が入っていて、大きな額の赤字が累積しているのではないのでしょうか。そうすると、これを廃止するとなるとその借金をどうするんだという話になります。これは何かこの分科会として、こういう道筋だということは言わなければならぬものでしょうか。

松山事務局長 大上委員、どうぞ。

大上委員 国交省の立場を代弁させていただきます。この制度は国交省もやめたい。ただ、財源がない。それだけです。非公共（民間）で約 700 億円、これだけの財源がどこにもないということです。

草刈会長代理 新聞を見たら国交省は別のやり方で、つまり納付金をもっと下げる方向で少しずつ変えていこうということは書いてありました。

大上委員 それは今回の成長戦略会議の海洋分野の報告書を見ていただきますと、この制度そのものはいじれないんですが、納付金を下げるだとか、省エネ船の促進に関わる助成制度、税の免除、これは財務省との交渉になると思います。一応そういう制度が設けられる方向で検討されています。

松山事務局長 大塚副大臣、どうぞ。

大塚副大臣 せっかくの機会ですから、こうやって御参加いただいた皆さんには制度とか慣行というのは、かくも深いものかというのを御理解いただくために、公取の話をちょっとさせていただきますと、公正取引委員会の委員長というのは大変強い立場で、しかも強い影響力を持っているわけですし、前政権下においては言わば政務があまりコミットしていない分野であったと思われる。

今、新政権では枝野大臣、私、田村政務官と 3 人関わらせていただいておりますが、しかし憲法とか法律をよく読むと、会計検査院は憲法上の組織でありますけれども、公正取引委員会は憲法上の組織ではありません。そして、公正取引委員会の委員長は「会務を総理する」と法律に出ていて、そして公正取引委員会の事務総長は公正取引委員会の事務総局の「局務を総理する」となっておりまして、しかし、事実上公正取引委員会の委員長が独立した大臣に近いようなお立場でこれまで仕事をしているわけですが、本当にその姿が制度の運用として正しいのかどうかということをも、まさしく今、我々は考えているところでございます。

そういう中で今回、独禁法の適用除外ということもクローズアップされてきているということをも

是非御理解いただきたいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、よろしゅうございますか。その他分野につきましては原案のとおりということで、この分科会に御承認いただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

松山事務局長 それでは、内容の審議は以上といたしまして、最後に今後の進め方につきまして田村政務官より御説明をお願いいたします。

田村政務官 この分科会でとりまとめた対処方針につきましては、本日以降と言いましても明日から連休になってしまいますけれども、関係省庁との調整をこの方針に基づいて開始させていただきたいと思っております。連休明け、来週木曜日以降、重要テーマにつきましては私、政務官同士、場合によりましては副大臣同士、そういう政務三役レベルでの折衝も行って、できるだけ我々の方針を受け入れてもらえるように、わずか2週間ぐらいですけれども、その間にできる限りのことはしていきたいと考えているところであります。

相手省庁との折衝につきましては、例えばおとといの足立政務官との議論の際には各WGの民間の主査は勿論のこと、ほかの委員の方々にもいろんな形で御協力をいただきながら担当省庁との議論も進めてまいりたいと思っております。最終的には来月5月末を目途に分科会として関係省庁との調整を一旦は区切って、行政刷新会議に報告をすることになりますので、また5月中も是非委員の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

松山事務局長 翁委員、どうぞ。

翁委員 今日の項目の中で検討開始だけになっていて、結論の年度がピン止めされていないものとか、例えば平成23年度から検討するというものもありますけれども、そこについては何かそれぞれいろいろな事情があるということなんでしょうか。

松山事務局長 基本的にはなるべく22年度以内に結論を得るとか、そういうふうに書けるものはなるべくそうするというので整理しておりますので、書いていないものはそれなりの事情があって書いていないと思います。

翁委員 できるだけピン止めをして進めていくのがよろしいと思いますし、すべて規制改革が急がれるものなので、検討もできるだけ22年度からできるものはしていくことが望ましいと思っております。意見だけ申し上げます。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、ただいまの田村政務官の御説明につきましては以上といたしまして、最後に大塚会長から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

大塚副大臣 本当に1か月近くにわたって、ここまで御協力をいただいてありがとうございました。今、私がお配りさせていただいた紙は大体内容について皆さんの御了解が得られれば、今日記者会見のときに、現状についてマスコミの皆さんも誤解をしないように説明をさせていただきたいのと、今後のこともありますので、若干今後のことも書いてあります。明日以降、どのように報道されて、どのようなフリクションが起きるのかというのは予想がつきませんが、そういう展開を踏まえて、また引き続き皆さんには分科会を第3回、第4回と重ねさせていただきたいと思

っておりますが、現状の認識は以上のとおりです。

短いのでちょっと読ませていただきますと、

「去る3月29日に発足した規制・制度改革分科会は、その後の委員各位、事務局の精力的な活動によって既に20回の諸会合を重ね、本日中間段階の検討状況を公表する次第となった。この内容はあくまで分科会としての中間段階の検討状況であり、今後更に検討を進めるとともに、担当政務三役が各省庁政務三役との調整も行うこととなる。

### 1. 分科会としての基本的認識

こうした中で、当分科会としての基本的認識は、以下のような内容でおおむねコンセンサスが形成されている。

国民生活や経済活動に影響を与える規制制度に問題がなく、社会全体が良い方向に向かっている、あるいは活性化された状態が続いているということであれば、特段の改革の必要はなく、その監視・運営は所管行政当局に任せておくことが合理的な対応と考える。

ところが、現実には必ずしもそういう状況にはなく、社会全体の閉塞感、国民生活に関する不安、経済活動の停滞等が指摘されていることから、規制・制度の実情について検証と、見直しが必要と考える。

規制や制度は、政策目的に対する政策手段であり、両者（目的と手段）の間には整合性と合理性が担保されていなければならない。

そうした観点から、当分科会では、現在の委員の任期中において検討課題とされた所定の事項について、所要の検討を加え、一定の考え方、方針を示すことを目指している。

### 2. 主要分野に関する考え方

当分科会では医療、農業、環境を主要な検討分野として、WGで検討を重ねている。

日本の医療は今日さまざまな面で問題を抱えている。国民に対して、質が高く、安心、安全な医療を提供するとともに、そうした状況を実現することで、海外に対しても「開かれた医療」を提供していくことが、日本の医療政策の責務と考える。当分科会では、「内外に開かれた医療」を実現する方向で、改革に対する考え方をとりまとめていく。

農業についてもさまざまな問題を抱えている。日本の農業を産業として強くするとともに、安心、安全な食料品の提供、自給率の向上を図るために、現在の生産法人や農地に関する規制・制度及び農業全体に深く関わっている農協や系統金融機関の在り方についても、改善の余地があると認識している。

環境については、温暖化ガス削減に向けた日本の貢献を進めるために、自然エネルギーの利活用に資する方向で規制・制度の見直しを進めるべきと考える。また、環境対策や環境技術の向上は、日本の産業競争力強化にも資することから、この分野の規制・制度改革には積極的に取り組むべきと考えている。

### 3. 規制・制度改革全体に対する問題意識

現在、各省庁で規制・制度の自己評価作業を進めているが、その内容も踏まえつつ、今後の規制・

制度改革の在り方、プロトコルについても考え方を整理する必要がある。具体的は以下のような点を想定している。

- ( 1 ) 規制・制度の整理の仕方。
- ( 2 ) 規制・制度のチェック体制。
- ( 3 ) 改革のための基本ルール。
- ( 4 ) その他」

ということでありまして、( 1 )( 2 ) は今回御議論いただいているさまざまな内容のベースになる認識、( 3 ) については先だって第 3 回の会合のときに私の方からお示しをしたように、規制・制度改革の全体像。この分科会が発展的に組織化されていくこともあり得ると思えますし、例えば総務省の中に行政評価局というのもあります。

国会が活性化されれば例えば参議院には行政監視委員会というのがありまして、各省庁から離れているんな規制や制度を不断に委員会にかけて、場合によっては党議拘束なしである規制についてそこで白黒つけていくことも、本当は機能的にはできるはずなんです、事実上そうになっていないところに結局、世の中が世界のスピードについていけない理由がありますので、このチェック体制は国会の活用も含めてどうあるべきかということ、当分科会として 6 月の最終報告のときには、一定の提言はさせていただければありがたいなと思っております。提言のベースになるものは事務局と私どもでしっかりつくらせていただいて、御提案をさせていただきたいと思っております。

以上、この内容でもし御了解をいただければ、今日ペーパーとして出させていただきたいと思っております。

草刈会長代理 ちょっとよろしいですか。立場上、今まで 2 か月弱、皆さん仕事をほうり投げて随分精力的にお願いをしてきたわけですが、今までは我々が一生懸命無い知恵を出してこういうペーパーをつくってきたわけだけでも、これからはこの二人中心の政治の方々が主役で頑張ってくださいことに当然なるわけです。ただ、我々はそれでさようならというわけには当然いかないというよりも、私は今ここに書いてある措置とかいろいろ書いてあるけれども、いつもペシミズムに、経験的になってしまうのかもしれませんが、決してやさしいことではないのです。大変なことだと実は思っております、そういう意味で私ども分科会、WG の委員の皆さんがお二方をフルサポートして、できるだけ前進が図れるように我々一堂も是非全面的に、これがいいの悪いのという議論は終わりですから、そういう前向きなつもりで、全力で政務三役をサポートしていく。

場合によってはこうした大勢の集まりではなくて、緊急にみんなで相談しようとか、そういう集まりもあり得るかと思うので、是非そういうつもりで、皆さんで心をつなげてサポートをしていきたいと私自身も思っていますし、お願いできればありがたいなと思っています。

以上です。

松山事務局長 山崎委員、どうぞ。

山崎委員 大塚副大臣のとりまとめの状況報告なんですけれども、先ほど申し上げましたように、土地と住宅のところは皆さんに御苦労いただいてまとめた部分について、環境の中にすわりのいいように都市の有効利用とか、緑地の保全とか、そういう形で技術を高めなければいけないだという

ことを一言入れていただくとありがたいと思います。

大塚副大臣 それは適宜対応させていただきます。

松山事務局長 大上委員、どうぞ。

大上委員 どこか全体にかかるところで、成長戦略に資するという文言を是非入れていただきたい。基本的認識の3番目のパラグラフのところで、停滞等が指摘されていることから、多分、以下の辺りに入れるのがいいと思います。全体として見たときにこの言葉があったらいいのではないかと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。吉田委員、どうぞ。

吉田委員 2ページの農業のところの語尾が若干弱い気がするのは私だけでしょうか。先ほど木村委員が申しあげましたとおり、農地法の改正が終わった後という制約があるにしても、切羽詰った状態にはあります。集落単位ぐらいで農地が流動化するというふうになってきているので、改善の余地があるではなくて、早急に更なる改善に取り組む必要があるとか、もう少し急ぎ感をよろしく願いたいします。

松山事務局長 大塚副大臣、どうぞ。

大塚副大臣 いただいた点については、今から私に一任していただければ修正をしてプレスに出したいと思いますので、よろしく願いたいします。

松山事務局長 ありがとうございます。時間もなくなってまいりましたので、大体以上のようなことで、先ほど草刈会長代理からもございましたけれども、これから調整プロセスにおきまして主査の委員の方は勿論ですが、委員の方々にさまざまお力添えをいただくことが予想されますので、引き続きよろしく願いたいと思います。

調整の結果並びにそれを行政刷新会議にどう報告していくかというスケジュールにつきましては、後日事務局の方から皆様に御連絡を申し上げます。なお、この後、大塚副大臣は第3共用会議室におきまして記者会見をされる予定でございます。

それでは、本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。